

リフォームローン

平成 28 年 4 月 1 日現在

商品名	リフォームローン(エコリフォームローン)
	(株) ジャックス
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の方は、借入申込時の年齢が満 20 歳以上 65 歳以下(完済時年齢が 75 歳以下)で安定継続した収入のある方 ・個人事業者の方は、借入申込時の年齢が 20 歳以上 65 歳以下(完済時年齢が 75 歳以下)で同一事業を 3 年以上営み、かつ年収が 400 万円以上の方 ・(株)ジャックスの保証を受けられる方 ・当金庫の会員になれる方 <ul style="list-style-type: none"> ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方 <p>上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員とすることができます。なお、会員となっていたかなくともご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。</p>
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・申込みご本人または同居家族が所有している住宅の増改築・修繕資金、および付随して発生する諸費用(例)太陽光発電ユニット設置、オール電化システム、高効率給湯器、小型風力発電機、蓄電池等の環境配慮型工事等。省エネ改修、バリアフリー改修、耐震、免震工事、物置設置、外壁塗装など ・住宅ローン(リフォームローン含む)の借換資金 ※ただし、住宅ローンは返済実績が 5 年以上あり、かつ直近 1 年以内に返済の遅れがないこと ・住宅の新築・購入は対象外となります。 <p>(お申込みの際、対象となる自宅の不動産登記簿謄本、お見積書等資金使途が確認できる書類が必要となります)</p>
ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・10 万円以上 1,000 万円以内(1 万円単位) ※自営業のお客様は 700 万円以内 <p>本件を含めたすべてのお借入にかかる年間のご返済額が、保証会社の定める年収区分に応じた一定割合であることが必要です。</p>
ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・6 ヶ月以上 20 年以内(1 ヶ月単位)(15 年を超える場合は団体信用生命保険の加入が条件となります)
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・「変動金利型」と「固定金利型」いずれかをご選択いただき、それぞれ当金庫所定の適用金利に保証料率を加えた利率とさせていただきます。 ・変動金利の場合、借入後の利率は基準金利(長期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利)の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。お借入れ後の利率の変更回数は 4 月と 10 月の年 2 回で新利率はそれぞれ翌月の約定返済分から適用します。 ・なお、お取引内容等に応じた優遇利率もありますので、窓口までお問い合わせください。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等返済(元金の 50%までは 6 ヶ月毎のボーナス返済の併用も可能です。)
担保	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、担保は必要ありません。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・同居家族が不動産物件所有者である場合、または所得合算者となる場合はその方を連帯保証人とさせていただきます。その他、(株)ジャックスが必要と認めた場合に保証人を徴求します。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・融資条件の変更に際しては、手数料がかかる場合があります。
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)ジャックスの定める保証料率をご融資利率に別途上乘せとなります。・保証料率:年 0.90% (例)融資金額 100 万円、融資期間 5 年の場合:保証料額は約 23,500 円となります。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部(9 時～17 時、電話:0120-047-361)にお申し出ください。 ・紛争解決措置:東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9 時～17 時、電話:011-221-3273)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。 ・融資金は原則として、工事契約先への振込が条件となります。 ・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。

融一七-②